



ケロちゃん通信

～山形県消費生活センターニュース～



2021年1月号

高齢者を消費者被害から守ろう！

地域みんなの見守りが大事です！



おばあちゃん

おばあちゃんのような高齢者に多い消費者トラブルは、どんな相談が多いんだい？被害にあわないために大事なことは何か、ケロちゃん教えてくれ？



近頃、80歳以上からの相談が増えているケロ！！特に健康食品などの通信販売に関する相談や訪問販売・電話勧誘販売も多いケロ！被害を防ぐためには高齢者だけでなく、周りの人みんなで気をつけることが大事だケロ！！



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

《高齢者の消費者被害の特徴》



- 契約や消費者被害に関する情報が不足している
- 日中家にいるので訪問販売や電話勧誘販売に遭いやすい
- 被害にあったことに気づきにくい
- 被害にあっても相談しない。相談窓口を知らない



高齢の方は「自分だけは大丈夫」と過信せず、日頃からいろいろな消費者トラブルについて知っておきましょう。また、周囲の人は、高齢者への注意喚起や啓発とともに生活上の安全をさりげなく見守り、異常を感じたらすぐに警察や消費生活相談窓口につなぐなどの対応が大事です。国民生活センターホームページで公開している「高齢者の消費者トラブルを防ぐための見守りチェックリスト」も参考にしてください。

http://www.kokusen.go.jp/pdf/m_checklist20200917.pdf

**困った時は
すぐ相談！**

**消費者ホットライン
188(いやや!)番**



みんなで
見守り！

1月・2月の消費生活法律相談日

業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	1月13日(水) 2月10日(水)	14:30~16:30	023-624-0999



新しい生活様式で相談急増！ ネット通販 気をつけて！



新型コロナウイルス感染症防止のために、在宅でのインターネットで買い物をする人が増えました。その影響でネット通販のトラブルの相談件数が急増しています。特に20歳未満からの相談件数が大きく増加しています。

- 安かったので1回だけと思い注文したが、実は定期購入が条件になっていて、解約しようとしたら高額な料金を請求された。
- 格安で販売されていた有名ブランド商品を申し込んだら、写真とは違う粗悪品が届いた。
- 注文したのにいくら待っても商品が届かない。

このほか、商品の購入だけでなく、映画や動画の配信サービスやオンラインゲームの課金などに関する相談もあります。

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。事前に返品・解約の条件などをしっかり確認しましょう。特に「お試し価格〇円」などの商品は定期購入が条件になっていないかよく確認してから申し込むようにしましょう。



◆不安に思ったりトラブルが生じた場合、**消費者ホットライン188(いやや!)番**へ相談しましょう。

村山地区サポーター等研修会を開催しました

去る11月20日(金)に「村山地区消費生活サポーター等研修会」を開催しました。山形県警察本部生活安全部生活安全企画課より講師を迎え、特殊詐欺の現状と被害防止対策について解説していただきました。迷惑電話対策機能付きの電話機を使い、実際に被害にあった事例を寸劇で実演してもらい、参加者からは「詐欺の手口が良く分かった」と好評でした。



山形県消費生活センター

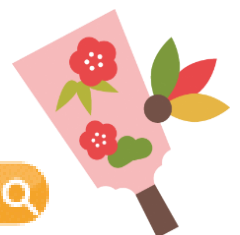
〒990-8570 山形市松波2-8-1 (山形県庁2階)

《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#) で

検索 🔍



消費者ホットライン <188番> もご利用ください。